

高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 県は、県内で食品を製造する事業者（以下「食品製造事業者」という。）が、輸出拡大を目的として取り組む商品づくり、衛生管理レベル向上及び安定供給体制の強化に必要な機器導入、施設整備等の費用の一部を助成することにより、県内食品産業の持続的かつ発展的な経営基盤の強化を図るとともに、原材料生産や新規雇用を通じた地域経済の活性化に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定める事業であり、同表に定める補助要件を全て満たすものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内で食品を製造する事業者（以下「食品製造事業者」という。）のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。）又は特定非営利活動法人
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費、補助率及び補助限度額等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等の交付申請をしようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、別に定める高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく令和7年度高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金審査会の意見を踏まえた上で、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付額を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3のいずれかに該当する場合又は県税の滞納若しくは税外未収金の滞納がある場合を除く。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条の2 補助事業の着手は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行われなければならない。この場合において、補助事業者は、受注者から別記第2号様式による申立書の提出を受けた上で、別記第3号様式による入札結果報告・着手届と併せて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(遂行状況の報告等)

第9条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の変更又は中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第4号様式による変更(中止)等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更(中止)等の承認を必要とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額が下限額を下回る場合
- (3) 補助金額を 20 パーセントを超えて減額する場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (5) 補助事業の完了予定年月日を延期する場合
- (6) 補助対象事業区分間の配分の 20 パーセントを超える変更をする場合
- (7) 補助事業の内容を大幅に変更する場合

(繰越承認の申請)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が真にやむを得ない理由により年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 5 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 14 日以内又は補助事業の実施年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第 1 項の事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第 1 項の事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による事業実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定金額と相違がある場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助事業者が次のいずれか又は別表第 3 のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業の要件又は第7条第3項の規定により付した条件を満たさなかった場合

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、前条第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

(財産の処分の制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産のうち、当該財産の取得価格が50万円以上の施設、機械及び器具等（以下「施設財産等」という。）については、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業により取得した施設財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、別記第9号様式による取得財産の処分承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

5 補助事業者は、施設財産等の処分制限期間内に施設財産等の移転、更新又は施設財産等の生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増改築、模様替え、改修等を行う場合は、あらかじめ別記第10号様式による取得財産等の変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。また、実施後は速やかに別記第8号様式による取得財産等管理台帳を更新し、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を令和13年5月31日まで保管しな

なければならない。ただし、第 17 条第 1 項の取得財産等管理台帳については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を終了するまで保管しなければならない。

(目標数値の達成状況の報告)

第 19 条 補助事業計画書における目標数値の達成状況については、事業実施年度及び事業終了後 1 年度目から 5 年度目までの全 6 回の実績を、別記第 11 号様式による目標数値の達成状況報告書により、それぞれ翌年度 4 月 30 日までに知事に報告するものとする。

(グリーン購入)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第 22 条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 1 項、第 12 条第 3 項、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条及び第 22 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行し、同年 2 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助要件
食品製造事業者が、輸出拡大を目的として実施する次の取組で、令和8年3月3日までに完了（※1）するもの （1）輸出先国のニーズに対応した商品づくりに必要な取組 （2）輸出に対応するために必要となる次のいずれかの認定・認証の取得又は対応（認定・認証範囲の追加又は変更を含む。）に必要な取組 ・ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等） ・FSMA（米国食品安全強化法）への対応 ・ハラール、コーシャ ・JFS-B、有機 JAS 等 （3）輸出先国から要求される出荷時期やロットに対応した安定供給の確保及び生産拡大に必要な取組	以下の要件を全て満たすこと。 （1）事業戦略（※2）を策定済みであること。 （2）事業実施後5年以内（※3）に、現状の年間輸出額（※4）に対して1,000万円以上の増加、若しくは、30パーセント以上の増加額の、いずれか高い方を達成すること。 （3）事業実施後5年以内に、本補助事業により生産される商品について、年間に使用する主要原材料（※5）の仕入れに係る金額又は数量の県内産物の占める割合を30パーセント以上とすること。 （4）事業実施後5年度目終了時点において、従業員数を1名以上増加させていること（新規雇用者は、県内での直接雇用に限る。）。（※6） （5）投資効率（※7）が1.0以上であること。 なお、年間に使用する主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の県内産物の占める割合を増やすことが、事業の構造的に困難である場合は、以下に示す要件を満たすことで申請を認めるものとする。 （2）' 事業実施後5年以内（※3）に、現状の年間輸出額（※4）に対して<u>2,000万円以上の増加</u>、若しくは、<u>50パーセント以上の増加額</u>の、いずれか高い方を達成すること。 （4）' 事業実施後5年度目終了時点において、従業員数を<u>2名以上増加</u>させていること（新規雇用者は、県内での直接雇用に限る。）。（※6）

（※1）「完了」とは、補助対象経費の支払いを全て完了することとする。

（※2）「事業戦略」とは、県又は高知県産業振興センター、県内の商工関連団体からの支援を受けて策定された事業戦略（経営計画を含む。）とする。

（※3）「事業実施後5年以内」とは、本補助事業の交付決定日が属する決算年度の翌年度を1年度目として、以降5年度目までの期間のことをいう。

（※4）「現状の年間輸出額」とは、本補助事業の申請日が属する決算年度の前年度における海外輸出に係る年間売上金額をいう。

(※5)「主要原材料」とは、本補助事業により生産される主たる商品において、「商品を構成する主たる原材料」のことをいう。ただし、県内において、主要原材料が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が5年以内に30パーセント以上となり、かつ、地域への具体的な波及効果を説明できることをもって要件を満たすとして取扱うことができるものとする。

(※6)本補助事業を実施する前に従業員でなかった者を、補助金交付決定日以降に、雇用保険の被保険者として新規に直接雇用し、その結果、事業実施後5年度目の終了時点において、交付決定時点での従業員数から、常勤換算で1名以上増加させることをいう。「常勤換算」とは、就業規則に定める正社員を基準とする所定労働時間に基づき勤務する者（常勤）を1.0人とし、それ以外の者（非常勤）を0.5人として算定する。

なお、「直接雇用」とは、補助事業者において補助事業の実施前に従業者でなかった者を雇用保険の被保険者として最低6月以上雇用する形態をいう。

(※7)「投資効率」とは、補助事業により生じる効果を測定する指標として、別に定める「高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金補助事業実施の手引き1―6補助要件(5)投資効率1.0以上であること」による方法で算定した数値とする。

別表第2（第5条関係）

費目	補助対象経費（注）	補助率	補助限度額
機械装置費	本補助事業の目的達成に直接必要となる機械装置・システム・工具器具等の購入、運搬、搬入、据付け及び改造・改良に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	5,000万円以内 （下限500万円）
施設整備費	本補助事業の目的達成に直接必要となる施設（建物）の新設、増改築、改修及び設計に要する経費		

（注）補助対象経費は、本補助事業の実施に直接必要となる経費であつて、本補助事業の対象として明確に区分できるもの、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとする。

ただし、次の（1）から（16）までに該当する経費は除く。

- （1）交付決定前に発生した経費
- （2）不動産の取得、整地等に要する経費
- （3）汎用性が高く目的外使用になり得る備品（パソコン、一般車両、フォークリフト等）
- （4）電気等の一次側工事
- （5）既存施設、設備等の維持管理に要する経費
- （6）既存施設、設備等の単なる解体、撤去、移設、処分等に係る経費
- （7）建設工事に係る完了検査等に要する経費
- （8）機械操作等の教育に要する費用（「据付け」等の中で行われる軽微なものを除く。）
- （9）本補助事業の実施に伴って一時移転する場合の移転料及び賃料
- （10）事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- （11）行政手続、振込等に係る手数料（代引手数料を含む。）
- （12）公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- （13）借入金などの支払利息及び遅延損害金
- （14）個人間の取引により生じる経費（個人事業主を除く。）
- （15）社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- （16）その他本補助事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本補助事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費

別表第3（第7条、第8条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。